16　軽油引取税の課税状況

（1） 軽油の引取数量の状況

区分			数量・件数	
引取数量 ①			252,999	kl
課税対象とならない数量 ②			29,402	kl
差引 ①－② ③			223,597	kl
欠減量	特約業者分 1/100		2,129	kl
	元売業者 0.3/100		32	kl
	計 ④		2,161	kl
課税標準量 ③－④ ⑤			221,436	kl
申告納付等の分	燃料炭化水素油の販売量（法144の2 ③）		0	kl
	課税対象とならない数量		0	kl
	軽油又は燃料炭化水素油の販売量（法144の2 ④）		0	kl
	課税対象とならない数量		0	kl
	炭化水素油の消費量（法144の2 ⑤）		1	kl
	課税対象とならない数量		0	kl
	みなす課税された軽油の消費・譲渡量（法144の3 ①Ⅴ）		0	kl
	課税対象とならない数量		0	kl
	みなす課税された軽油の輸入量（法144の3 ①Ⅵ）		0	kl
	その他		512	kl
	課税対象とならない数量		71	kl
	計 ⑥		513	kl
	課税対象とならない数量の計 ⑦		71	kl
	課税標準量 ⑥－⑦ ⑧		442	kl
合計 ⑤＋⑧			221,878	kl
特別徴収義務者数等	元売業者	本店の数	0	件
		登録数	17	件
		事務所等の数	12	件
	特約業者	本店の数	48	件
		登録数	142	件
		事務所等の数	214	件
	計	本店の数	48	件
		登録数	159	件
		事務所等の数	226	件
	仮特約業者	本店の数	0	件
		事務所等の数	0	件
	その他の者	本店の数	0	件
		事務所等の数	0	件

（注） 1.「欠減量」とは、軽油の引取りの際に物理的に霧散してしまうとされる軽油の数量をいう（法144の14③）。
2.「その他」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量（法144の2⑥）、特約業者の自己消費（法144の3①Ⅰ）、元売業者の自己消費（法144の3①Ⅱ）、免税軽油の譲渡（法144の3①Ⅲ）、免税軽油の用途外使用（法144の3①Ⅳ）によりみなす課税された軽油及び免税軽油の不正受給（法144の22④（法144の25⑤の準用含む））により課税された軽油の合計数量をいう。
3.「その他」の欄のうち「課税対象とならない数量」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量から控除された数量（法144の2⑥）、特約業者の自己消費（法144の3①Ⅰ）及び元売業者の自己消費（法144の3①Ⅱ）によりみなす課税された経由から控除された数量の合計数量をいう。

（2） 課税対象とならない軽油の状況

区分		免税軽油使用者数等 ①	数量 (kl) ②	みなす課税		引取課税		普通徴収		通告処分・告発	
				件数	税額（千円）	件数	税額（千円）	件数	税額（千円）	件数	税額（千円）
法第百四十四条の五関係	輸出										
	外国船籍の船舶の船用品										
	その他										
	課税済み	53	22,835								
	小計（A）	53	22,835								
法第百四十四条の六及び法附則第十二条の二の四関係	船舶	10	237								
	漁船										
	自衛隊										
	海上保安庁										
	その他	10	237								
	海上保安庁										
	電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者で総務省令で定めるもの	3	1								
	警察の用に供する通信設備を設置し、及び管理する者	1									
	放送法第2条第3号の2に規定する放送事業者										
	自衛隊の使用する機械を管理する者										
	消防庁及び地方公共団体										
	鉄道事業	1	16								
	軌道事業										
	専用の鉄道を設置する者										
	専用側線において車両の入換作業を営む者										
	農業等	87	160	0	0	0	0	0	0	0	0
	国										
	地方公共団体	1	1								
	委託を受けて農作業を行う者										
	農地の造成又は改良を主たる業務とする者										
	その他	86	159								
	林業等	7	287	0	0	0	0	0	0	0	0
	国										
	地方公共団体										
	素材生産業を営む者	2	89								
	その他	5	198								
	陶磁器製造業										
	建設用粘土製品製造業										
	セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く）	8	94								
	生コンクリート製造業										

区分		免税軽油使用者数等 ①	数量 (kl) ②	みなす課税		引取課税		普通徴収		通告処分・告発	
				件数	税額(千円)	件数	税額(千円)	件数	税額(千円)	件数	税額(千円)
法第百四十四条の六及び法附則第十二条の二の四関係	鉄鋼業										
	電気供給業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	汽力発電装置の助燃										
	ガスタービン発電装置										
	地熱資源開発事業										
	鉱物の採掘事業	32	4,811								
	とび・土工工事業	4	602								
	鉱さいバラス製造業										
	化学工業										
	エチレン等の原料の用途										
	硝安油剤爆薬の原料の用途										
	ポリプロピレンの製造工程等										
	石油製品製造業										
	本則適用										
	附則適用										
	港湾運送業										
	倉庫業										
	貨物利用運送事業										
	第一種貨物利用運送事業										
	第二種貨物利用運送事業										
	鉄道貨物積卸業										
	航空運送サービス業										
	廃棄物処理事業										
	地方公共団体										
	地方公共団体の長の許可等を受けた者										
	国土交通大臣の許可を受けた者										
	木材加工業	7	47								
	木材市場業	2	28								
	バークたい肥製造業	1	52								
	自動車教習所業	1	2								
	索道事業	3	196								
	ゴルフ場業	2	14								
小計 (B)		169	6,547	0	0	0	0	0	0	0	0
アメリカ合衆国軍隊関係(C)											
外国公館等の暖房用ボイラー関係(D)											
合計 (A)+(B)+(C)+(D)		222	29,382								